

第三者評価結果

事業所名：湘南北部療育センター

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
<p>【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。</p>	b
<p><コメント> 事業所は1. 児童発達支援事業（未就学児グループ）、2. 放課後等デイサービス事業（学齢児グループ含む）、3. 相談支援事業の3事業を展開しています。 「利用者の尊重と権利擁護」を事業の根幹として、利用者・家族の自己決定を尊重した個別支援を運営の基本に据えています。基本方針では、「お子様の発達の様子を見極め、一人ひとりに合わせた支援計画を立てていきます。」「日常生活での基本的な生活スキルを身につけ、集団の中でその子らしく楽しく過ごしていける力を育てていきます。」「ご家族との話し合いを大切に、ご家族と協力しながら、お子様の成長を見守って行きます。」を掲げ取り組んでいます。職員は日々利用者・家族の意思と希望や個性を尊重し、話し合いを通じて必要な個別支援を行っています。利用者が自己決定出来る支援の方法については今後とも検討し、個別支援に繋げる意向を持っています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	c
<p><コメント> 利用者の権利擁護について、法人では「職員倫理行動綱領」や「職員倫理行動マニュアル」、「身体拘束」、「虐待」などの各種マニュアルが整備されています。職員は入職時に研修を受講すると共に、その後も各種研修の機会に学び理解し、実践しています。職員会議では権利侵害についての具体的な内容事例を基に、職員間で研修することはありますが、利用者の子どもたちに周知するまでには至っていません。家族には重要事項説明書や契約書の説明をする際、丁寧に説明し周知しています。新たな職員を迎えて、研修の機会などが設けられていますが、事業所としては職員一人ひとりの理解度には、多少のばらつきがあることも想定しています。今後、原則禁止されている身体拘束を、緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続き、実施方法、所轄行政への報告手続きなどを職員間で協議し、周知徹底することが期待されます。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
<p>【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> 利用者の心身の状況、生活習慣や、望む生活などを、入所時に作成された「生活の様子」「好きなもの・嫌いなもの」などを基に把握するように努め、「個別支援計画」を策定し、利用者の自立・自主生活の為の支援を行っています。利用者が自力で行う行為は見守りの姿勢を基本とし、何が利用者のモチベーションになるかを職員は日々の支援の中で拾い集めています。個別支援を基本に取り組んでいますが、マンツーマンの支援の場が作れないことも多くあります。新しい職員はまだ利用者一人ひとりとの関わりの時間が少なく、理解に繋がるまで至っていないため、十分に自立支援に向けた支援が出来にくい状況にあります。今後更に、家族とのコミュニケーションの機会を作り、職員の専門性を活かした支援の幅を広げるよう検討中です。</p>	
<p>【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> 利用者の年齢や心身の状況に応じて、さまざまな機会や方法により、コミュニケーションが図られています。個別支援においては、生活の質（QOL）の向上のため、「構造化」の教育方法を取り入れ支援サービスを実施しています。写真の提示など「視覚化の視点」を導入し、利用者のコミュニケーション能力を高めるための支援に取り組んでいます。写真だけでなく、文字を使うことにより利用者が自分の目で確認できるようにすることが理解に繋がる例も多く、利用者への個別的な配慮が行われた支援に取り組んでいます。未就学児グループでは、親子通所を原則としていますので、家族と連携を取り、利用者が楽しみながら生活習慣を身につけることが出来るように見守りや必要な支援を行っています。グループ支援などにおいては、視覚支援が有効な利用者への支援は出来ていますが、全ての利用者本人に合った支援方法を実施することが難しい状況もあります。</p>	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	b
<p><コメント> 利用開始にあたっては施設見学や、グループ療育の体験利用を実施して、事業所の雰囲気を感じてもらい、丁寧な説明と共に、利用者・家族の意思を尊重する支援としての相談を適切に行うよう心がけています。入所後は、年2回の「個別支援計画」作成に合わせて個別面談を実施していますが、そのほかにも利用者や家族が職員に話したいことを話せる機会を個別に設けています。送迎時や電話での話から、家族からの希望や、職員が必要と感じた場合には、個別に相談室などで、改めて話を聞く機会を作っています。相談内容については、サービス管理責任者や関係職員などによる検討と理解、共有をしています。事業所では職員の経験値が増すことにより、今は十分と言えない相談内容への対応力も更に充実向上できると考えています。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	b
<p><コメント> 利用者・家族の希望やニーズを取り入れて作成された「個別支援計画」に基づき、支援方法や活動メニューの多様化を図っています。日々の活動は、職員と利用者・家族が話し合って立案し、支援しています。放課後等デイサービスグループではプログラム活動への参加を通して、ゲームや調理、制作、外出、買い物、季節の活動など多様な活動を経験しながら、個々の興味を幅を広げ、自立に向けた経験を積み、学んで行くと共に、余暇の過ごし方を見つけていきます。利用者の活動の様子は個人別に記録され、毎月のケース会議において、困難事例などの目標に対する取り組みを話し合い、日中活動や支援内容の検討・見直しが行われています。今後、地域情報の提供や学校、保育所・医療機関との連携による支援内容の拡充が期待されます。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> 事業所ではより専門的な支援を効果的に行っていくように、職員が研修に参加する機会やケース会議を定期的で開催して、利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行うよう努めています。職員は利用者の日々の行動や生活の状況などを把握し、個人別に時系列で記録を残し、職員間で支援方法などの検討と理解・共有を図っています。毎日の支援サービス終了後は基本的には、未就学児グループ、放課後等デイサービスグループそれぞれが振り返りを行い、利用者一人ひとりに合わせた支援のかたちを検討していますが、時に職員が送迎の為に、振り返りが出来ない日もあります。毎月のケース会議では、利用者の不適応行動に対しての個別コミュニケーションの取り方や、友達との関わり方など様々な場面での支援方法を検討し、職員の知識の向上と支援内容の共有化に取り組んでいます。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的生活支援</p>	第三者評価結果
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的生活支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> 食事の提供は行ってはいませんが、放課後等デイサービスグループのプログラム活動の一環として、調理活動を実施しています。利用者の嗜好を考慮した献立を基本としていますが、利用者本人たちにメニューを決めてもらうグループもあります。食事は美味しく楽しく食べられるように工夫され、利用者はホットケーキやチャーハン、各種のおやつ作りなどに取り組み、作った食事を楽しんでいます。季節に合わせた夏のかき氷や、秋のサツマイモなども人気です。外出・買い物などは利用者の心身の状況に応じて実施しています。コンビニエンスストアなどでの買い物を行う際には、決まった金額の中で本人が買いたいものを選んで買えるよう支援を行っています。排泄支援については同性介助を基本として、トイレタイムを設けて定時誘導を行っています。</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	第三者評価結果
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	b
<p><コメント> コロナ禍において、生活環境の安心・安全に細心の注意を払っています。法人本部からコロナ対策の基本が示され、事業所では各種の消毒作業や換気対策に職員が毎日取り組んでいます。毎朝夕、全職員で施設内及び送迎車などの消毒・除菌を徹底しています。特に子どもたちが触れるところや、おもちゃ、プラスチック製品、木製遊具などを念入りに次亜塩素酸水やアルコールで除菌しています。事業所は鉄筋コンクリート造り3階建です。耐震強度はあり、安全は確保できていますが、建物内に階段がなく、利用児童にとっては安全と言い切れない部分があります。パニックや痙攣があった時に利用者が一時的に落ち着いて過ごせるような部屋の設置については当日の部屋の空き状況により確保できないこともあり、課題としています。今年度の事業計画には、新型コロナウイルス感染症の対策が一切触れられていません。環境の変化に対応した事業計画の作成と取組が期待されます。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>生活動作や行動の中で、来所時に下駄箱に自分の靴を入れたり、タオルを自分の場所に掛け、荷物の整理が出来るなどの基本的な生活訓練支援を行っています。支援にあたっては、動作の順番に写真で説明内容を表示するなどの工夫をしています。放課後等デイサービスグループでは買い物をする、電車に乗るなど目標、目的を持った意図的な生活訓練や支援を行っています。訓練では、現金を使ったり、一部電子マネーを使うなど、利用者の障害の状況に合わせて目標設定を行い、訓練が行えるよう工夫しています。コンビニエンスストアで商品を自分で選び、食べてみることで、食の体験を増やすことにも支援を行っています。6ヶ月ごとにモニタリングを行い、機能訓練・生活訓練計画などの支援内容の検討、見直しを行っています。アセスメントの進め方や、利用者が主体的に訓練が行えるような工夫はこれからの課題としています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>従来からの健康管理に加えて、現在は新型コロナ対策が大きな課題となっています。来所時は必ず検温し、毎回の記録を保存しています。検温で37℃（藤沢市学校基準）を超えた場合は家族に連絡を取り、場合によっては、個別で車に乗せ自宅に送る対応をしています。また、家族との連絡が速やかにつかなかった場合は、所内に隔離室を設置して、対応しています。通常時は、検温や家族の話などから、利用者の健康状態の把握に努めています。てんかん発作が起こった場合にどのように対処するかを事前に家族と話し合い確認をして、マニュアル化しています。職員は障がい児の健康管理等について、職員研修や職員会議などで定期的に指導を受け、対処法を話し合っています。事業所では協力医は設置してはならず、医師・看護師などによる健康相談などは実施していません。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p><コメント></p> <p>医療的な支援は実施していないため非該当。</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の社会参加の機会はコロナ禍のため、少なくなっています。コロナ禍前は、利用者の希望と意向を把握し、社会参加への学習や体験の機会を提供していました。放課後等デイサービスグループでは高校生の利用者を中心として、自動車販売店を訪問し、自動車の清掃作業の様子を見学したり、ファーストフード店の店舗運営の見学などを実施しました。外出プログラム活動では、公共交通機関の利用体験で、電車の乗り方を学び、切符の買い方やICカードへのチャージ方法などを手順書を作り、駅で券売機の使い方の実習を支援してきました。社会参加としての夏祭りなどへの参加は、自治会に加入していないこともあり、現在はできていませんが、今後連携を強めていく意向です。</p>	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者の希望と意向を把握し、地域生活に必要な社会資源に関する情報や学習、体験の機会を提供しています。事業所ではコミュニケーション能力を高める支援の一環として、パソコンやタブレット端末などIT機器のスキルアップ支援に取り組んでいます。利用者はパソコンなどのIT機器を、映像の録画用機器として、また分からないことを調べる検索機能の利用や、YouTubeを見て楽しみたい、という希望を強く持っています。ゲームで遊びたい、そのために操作方法を覚えたいという希望も強く持っています。IT機器を使うことに際しては、児童に有害なサイトに規制をかける権限を職員が持って、管理しています。地域生活への支援については、利用者が通う学校や幼稚園、保育所との連携を図る機会は持っていますが、地域生活の移行支援までは支援の対象としていません。希望者には法人内の就労系施設を紹介し依頼しています。</p>	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b
<コメント> 未就学児グループでは送迎時や療育中に、利用者の様子を説明しながら家族と話をして意見交換する機会を作っています。利用者の来所は週に1~2回のため、職員と直接話をする時間が持てないこともありますが、そのような時は連絡帳で状況を伝えています。家族が子どもに聞かれたくない話などは電話で相談を受け、利用者がより良い生活を送るための家族への支援に繋がっています。利用者の生活状況については、年に2回「個別支援計画」作成時に報告を行うと共に家族の希望を聞いて意見交換をしています。毎月おたより「なみ」を発行して、事業所の行事や活動状況、職員の動静などを伝えています。家族会での交流や年度末の報告会などを開催していないため、放課後等デイサービスグループの保護者との連携、交流の機会が少ないことが課題となっています。家族との交流頻度を上げる活動を検討し、今後実践していく計画があります。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<コメント> 法人の基本方針は 1. 人権の尊重とサービスの質の向上を図ります。 2. インフォームドコンセント（説明と同意・自己決定権を保証）及びエンパワーメント（自律・能力の開化）を大切にした利用者主体の支援を行います。 事業所はこの基本方針のもと、利用者の発達過程や適応行動の状況等を踏まえた「個別支援」を行い、利用者の心身の状況に応じて、出来ること、興味あることに焦点を当てて個々に対応した支援に取り組んでいます。発達に応じて必要となるスキルの習得や自立生活を支援するために、「個別支援」や「グループ支援」を行っています。小学校で支援級1年生の利用者が一定時間座席に座ってられない状況から、職員が学校と連携し座れるようになった事例や、幼稚園児が園の中で話せない状況であったものが園の先生との話し合いを通じて話が出来ようになった事例などの成果が生まれています。	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント> 就労支援事業所でないため評価外。	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	
<コメント> 就労支援事業所でないため評価外。	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	
<コメント> 就労支援事業所でないため評価外。	